

平成30年度 産業支援プログラム

村上市では、市内産業の活性化を図るため、創業や生産物の販路拡大、企業などが抱えるさまざまな課題解決に向けた取り組みに対して7つの補助金メニューを用意し、先着順で予算の範囲内で支援を行っています。お気軽にご相談ください。

補助金名、主な対象事業	補助率 補助上限額	対象者
産業元気づくり事業補助金 ①新品種・商品開発の事業 ②地域ブランド構築の事業 ③異業種連携による事業	2/3 以内 上限 100 万円	市内の 農林漁業者、 中小企業者など
6次産業化チャレンジ事業補助金 6次産業化、農商工連携による事業	1/2 以内 上限 100 万円	市内の 農林漁業者、 中小企業者など
販路拡大きっかけづくり事業補助金 ①販売促進のための事業、イベントの開催 ②商談会、見本市などへの参加 ③製品パッケージやパンフレットなどの作成 ④空き店舗・空き家を活用した事業	①～③ 2/3 以内 上限 100 万円 ④ 1/2 以内 上限 100 万円	市内の 農林漁業者、 中小企業者など
人材育成サポート事業補助金 ①人材育成講座などへの参加 ②経営相談、専門家の受け入れ ③セミナーの開催	1/2 以内 ① 上限1人2万円 ②、③ 上限5万円	市内の 農林漁業者、 中小企業者など
創業応援事業補助金 ①市内での創業 ②空き店舗・空き家の活用	① 1/2 以内 ② 2/3 以内 上限 100 万円	創業予定者、 創業して1年未満 の方など
まちなか景観魅力アップ事業補助金 景観の魅力向上や地域文化に考慮した施設の整備	1/2 以内 上限 150 万円	市内の商店街団体 など
観光イベント事業補助金【募集終了】 観光イベントの開催	1/2 以内 上限 50 万円	イベント実行委員 会など

相談窓口の開設

各種補助金の申請や、創業や販路拡大などについても市で相談を受け付けています。

詳しくは、

産業支援プログラム

検索



夢の実現を
サポートします！



ハッピー・パートナー企業になりませんか？

新潟県では、男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活を両立できるような職場環境の整備、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業を「ハッピー・パートナー企業」として登録し、その取り組みを支援しています。



村上市では34企業が登録しています。(H30.4.30 現在)

1. 取り組み推進のためのアドバイザーを無料で派遣します
2. 登録企業の交流会などに参加できます
3. 県のホームページや各種広報などにより企業イメージ・知名度アップにつながります
4. 登録企業の取り組みを紹介した参考資料や広報紙などを提供します
5. ハローワークの求人票にハッピー・パートナー企業であることがPRできます
6. シンボルマークを自由に利用できます
7. 新潟県建設工事入札参加資格審査の加点要件があります
8. 一定の条件を満たすと、県が発注する物品調達などにおいて、優遇が受けられます
9. ハッピー・パートナー企業を対象とした金融機関の融資制度があります

【問い合わせ先】 新潟県 県民生活・環境部 男女平等社会推進課
TEL 025-280-5142 、 FAX 025-280-5166

村上市は「ハッピー・パートナー企業」を応援します!

女性就労環境向上事業補助金

女性の社会進出を促進し、男女共同参画の推進を目的に、女性が働きやすく、活躍できる職場環境づくりを実施する事業者に補助しています。

- 【補助対象者】
- ①市内で操業している企業
 - ②労働基準法第89条に規定または準じる就業規則を定めている企業
 - ③ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）に登録している、または補助を受けようとする年度に登録を予定している企業
 - ④市税を滞納していない企業

【補助対象事業】女性がいきいきと仕事ができる職場づくりを目的に行う設備および備品の整備など
例) ●女性用のトイレ、更衣室などの設置や改修、ロッカーの整備 など

【補助率】 対象経費(税抜)の2分の1以内 ※千円未満切り捨て

【補助金額】

	女性従業員数 (パート従業員含む)	補助金額
①	30人未満	上限20万円
②	30人以上	上限30万円



※平成30年度補助金予算枠100万円に達した時点で申請受付は終了となります
※補助金の交付は各社1回限りとさせていただきます

【問い合わせ】 村上市 地域経済振興課 経済振興室 ☎53-2111(内線3612)

〒958-8501 村上市三之町1番1号 TEL 0254-53-2111 (内線3611) FAX 0254-53-3840
村上市 地域経済振興課 経済振興室 E-Mail:keizai-kt@city.murakami.lg.jp

村上市景況調査の特別調査について（H29 第4回調査）

下記の期間に実施した村上市景況調査において、特別調査としてアンケート調査を行いました。つきましては、その集計結果をご紹介します。

【調査概要】

調査時期：平成30年3月中旬～4月上旬

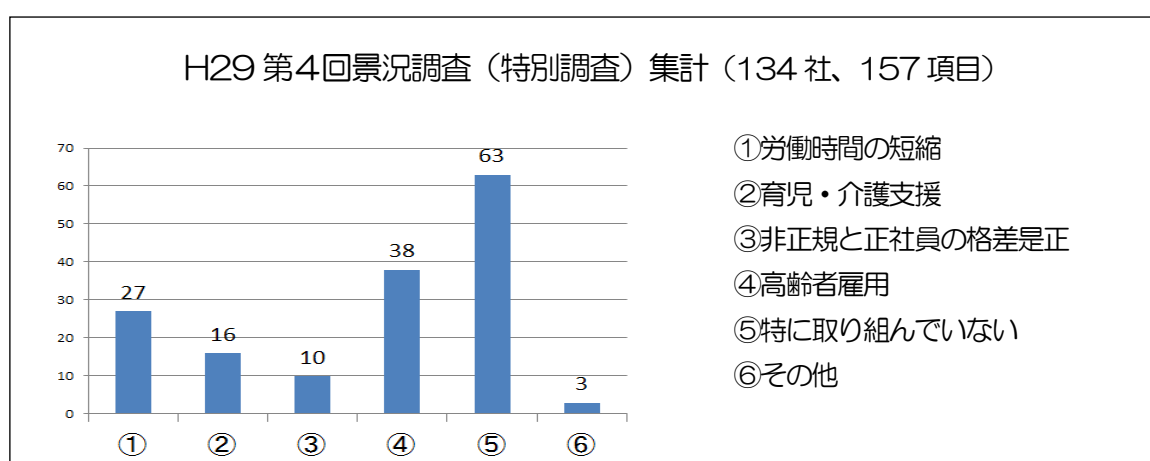
調査対象：村上市内事業所 200社 特別調査の回答事業所数 134社

【質問内容】

あなたの企業において、働き方に関する取り組みを行っている場合、主にどのような取り組みを実施していますか。

【集計結果】

回答項目	企業数		内訳（複数回答） 項目/企業数	
■取り組みを行っている事業所	68	50.7%	91	
①労働時間の短縮（ノー残業デー、朝型勤務、深夜残業禁止など）			27	39.7%
②育児・介護支援（休暇・休業制度の充実、取得奨励など）			16	23.5%
③非正規と正社員の格差是正（正社員化などのキャリアアップの推進）			10	14.7%
④高齢者雇用（雇用促進、定年年齢の引き上げなど）			38	55.9%
■取り組みを行っていない事業所	66	49.3%	66	
⑤特に取り組んでいない			63	
⑥その他			3	
計	134	100.0%	157	



【集計結果のポイント】

- ・事業所134社のうち、働き方に関する取り組みを行っている事業所は68社（50.7%）でした。
- ・そのうち最も多い回答は、「高齢者雇用」に関する取り組みで、38社（55.9%）でした。
- ・働き方に関する取り組みを行っていない事業所（その他を含む）は66社（49.3%）でした。
- ・その他の回答として、「外国人雇用を検討している」などの回答がありました。

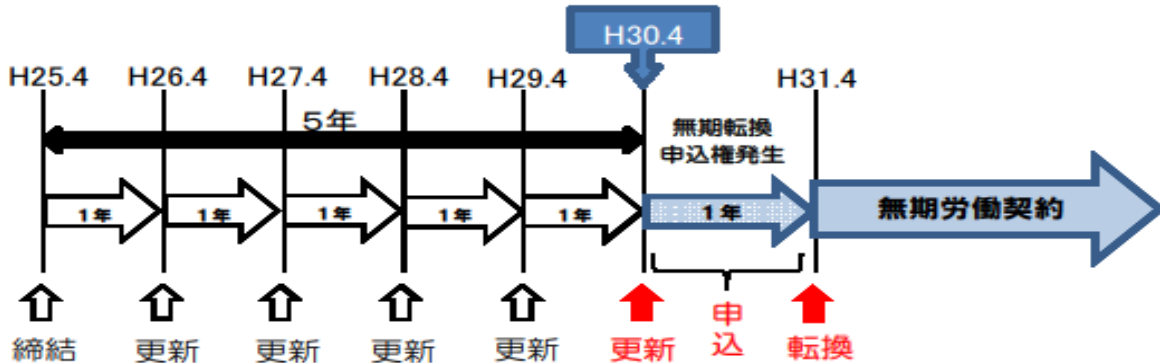
事業主の皆様・有期労働契約で働く皆様へ

安心して働くための「無期転換ルール」

○無期転換ルールとは

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



○対象となる方は

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

詳しくは、厚生労働省ホームページの「無期転換ポータルサイト」でご確認ください。

【問い合わせ】 新潟労働局 雇用環境・均等室 ☎025(288)3527

費用無料
秘密厳守

新潟県労働委員会委員による 休日労働トラブル相談会

労働者、事業主を問わず、労働委員会の委員が、労使間の問題解決に向けてアドバイスします。ご相談に応じる者は、労使関係に豊富な知識や経験がある公益委員（弁護士など）・労働者委員（労働組合役員など）・使用者委員（会社役員など）です。

【開催日時】 5月26日（土） 午後1時30分～午後4時

【開催場所】 新潟県庁16階 新潟県労働委員会（新潟市中央区新光町4-1）

【内 容】 解雇、賃金未払い、退職金、パワハラなどの労使間のトラブル

【申 込 み】 新潟県 労働委員会事務局 総務課 ☎025-280-5544

【そ の 他】 事前に予約をお願いします。予約時間をお知らせします。